

遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針

平成 16 年(2004 年)8 月 20 日
滋 賀 県

1 遺伝子組換え作物に対する現状認識

- (1) 遺伝子組換え技術は、バイオテクノロジーの中核的技術として大きな可能性を持ち、食料問題や環境問題等を解決する上でのキーテクノロジーとして位置づけられる。
- (2) 遺伝子組換え作物の栽培面積は、世界で6,770万ヘクタール(2003年)に拡大しており、大豆の95%を輸入に依存しているわが国では、国内消費の約6割が組換え大豆といわれているが、現時点では国内における商業的な栽培は行われていない。
- (3) 遺伝子組換え作物の使用等による生物多様性影響の防止については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)(平成15年法律第97号)による第1種使用規程(開放系での使用)の承認を通じて確保される仕組みが構築されている。
- (4) 遺伝子組換え作物の食品としての安全性審査については、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果をもとに、食品衛生法に基づき、厚生労働省によって安全性の確認が行われている。
- (5) 一方、遺伝子組換え作物については、依然として消費者の不安が払拭され、安心して受け入れられる状況に至っておらず、生産者にとっても、遺伝子組換え作物と一般農作物との交雑や混入の懸念などの不安を抱えている状況にある。

2 指針策定のねらい

- (1) 最新の科学的知見のもとで、国による遺伝子組換え作物に関する安全性の確保が図られているものの、消費者や生産者の不安から発生が懸念される本県農産物に対する風評被害や生産・流通面における混乱の防止を図る。
- (2) とりわけ、本県では環境こだわり農産物の認証制度を創設し、そのブランド化を推進していることから、遺伝子組換え作物の栽培については、本指針に基づき慎重な対応を求める。
- (3) 消費者や生産者、研究機関、さらには行政機関等相互のコミュニケーションを充実することにより、遺伝子組換え作物等に関する理解の促進を図る。

3 指針の位置づけと適用範囲

- (1) 本指針は、県内における当面の遺伝子組換え作物の栽培に関する取扱いを定めた生産者向けの指針とし、今後の技術革新や県民の理解の状況等を踏まえて、指針の内容を検証し、見直しを行う。

- (2) 本指針は、カルタヘナ法による第1種使用規程の承認を受け（カルタヘナ法附則第2条第3項の経過措置が適用されるものを含む）、かつ食品衛生法に基づき食品としての安全性が確認された遺伝子組換え作物の県内一般ほ場における栽培に適用する。

4 県の方針

(1) 一般ほ場における栽培の取扱い

- ① 県は、遺伝子組換え作物の栽培計画を事前に把握するため、市町村や農業団体等の協力を得ながら、生産者および生産者に委託して栽培を行う者（以下「生産者等」という。）に対して情報の提供を求める。
- ② 上記①により栽培計画を把握した場合、当該作物の実用（商業用）栽培を行おうとする生産者等に対しては、関係市町村および農業団体の協力を得て、その栽培の自粛を要請する。
- ③ 上記①により栽培計画を把握した場合、当該作物の試作（試験栽培）を行おうとする生産者等に対しては、ほ場周辺の地域住民への情報の提供を行うとともに、生産・流通上の混乱を招かないよう、農林水産省が定めた「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準じて隔離距離をとるなど、周辺農作物との交雑や収穫物の混入防止等の措置を講じることを要請する。
- ④ 県は、遺伝子組換え作物の栽培が行われていることが判明した場合には、関係市町村および農業団体の協力を得て、速やかに実態を調査するとともに、当該生産者等に対し、その栽培について上記②または③に準じた対応を要請する。
- ⑤ 実際に、一般ほ場において栽培が行われた場合には、県は関係者の協力を得て、栽培状況等の調査を行うとともに、栽培終了後に、生産者等に対して栽培状況ならびに交雑・混入防止に関して講じた措置等について報告を求める。

(2) 遺伝子組換え作物等に対する県民の理解の促進

- ① 県は、遺伝子組換え技術をはじめとするバイオテクノロジーについて、消費者や生産者等の関心に的確に対応した、正確できめ細かな情報提供を行い、遺伝子組換え作物等に対する理解の促進に努める。
- ② 県は、遺伝子組換え作物の栽培等に関する情報交換等を行うため、必要に応じて市町村や農業団体等との連絡会議を開催する。

5 検討委員会の設置

県は、本指針の検証および見直し等について意見を聴くため、学識経験者、消費者および生産者等で構成する検討委員会を設置する。

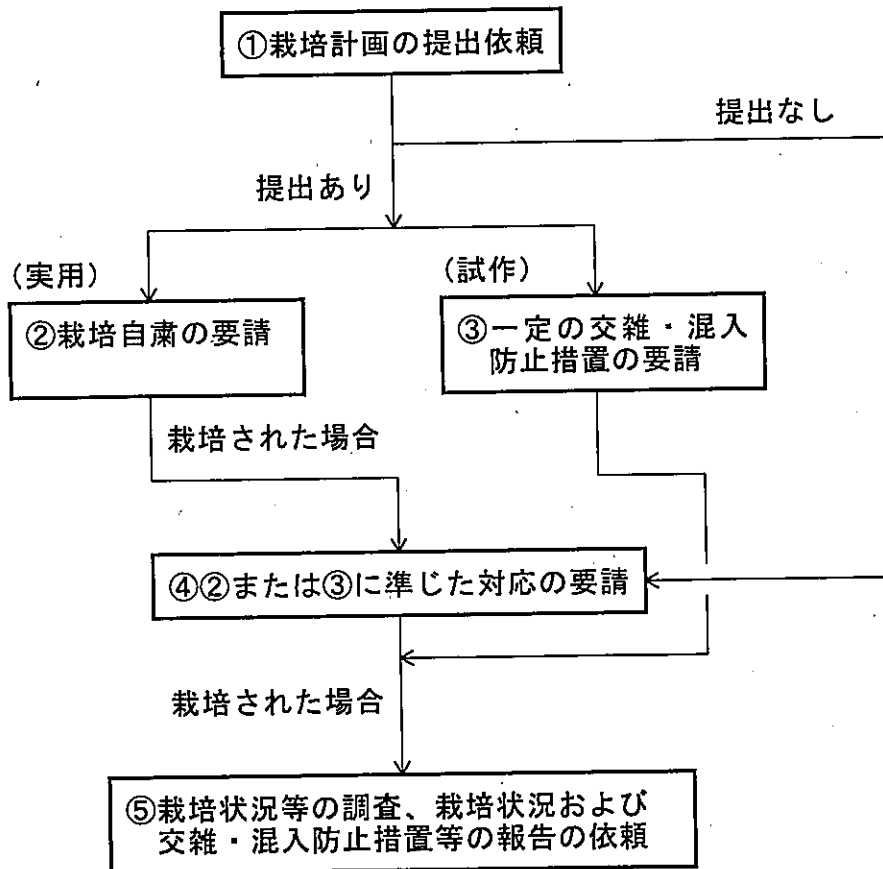
添付資料 1

■ 遺伝子組換え作物栽培指針の適用（イメージ）

栽培目的	栽培主体	作付場所	県の方針
实用（商業用）	生産者	一般ほ場	栽培の自粛要請
	生産者に委託して栽培を行う者	一般ほ場	
試作（試験栽培）	生産者	一般ほ場	一定の交雑・混入防止措置を要請
	生産者に委託して栽培を行う者	一般ほ場	
研究用	試験研究機関、大学、民間企業	研究ほ場	（対象外）

※ が指針の適用範囲

■ 一般ほ場における栽培の取扱い（手続きフロー）



添付資料 2

■ 遺伝子組換え作物栽培指針の用語等

用語	左の説明
バイオテクノロジー	バイオロジー（生物学）とテクノロジー（技術）を合成した言葉で生物の持つすばらしい働きを上手に利用し、人の生活に役立たせる技術。
遺伝子組換え技術	ある生物が持つ有用な遺伝子を、改良しようとする生物のDNA配列に組み込むことにより、新しい性質を加える技術。組換えDNA技術。
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	遺伝子組換え生物等を環境へ導入する場合の適切な管理や評価制度の整備について盛り込まれた国際的な枠組みを規定した「生物多様性条約カルタヘナ議定書」の国内担保法。平成15年6月に成立し、平成16年2月19日に施行された。
第1種使用規程の承認	カルタヘナ法に基づく農林水産大臣・環境大臣からの、遺伝子組換え生物の環境中への拡散を防止しないで行う使用（隔離されていない開放系での使用）の承認。
内閣府食品安全委員会	平成15年7月1日に設置された食品の安全性を評価する専門的な機関。内外の食品安全に関する情報の収集や整理、中立公正な食品健康安全評価（リスク評価）を実施。
環境こだわり農産物	化学合成農薬および化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に削減し、かつ琵琶湖および周辺環境への負荷を削減する技術で栽培されたものとして、滋賀県環境こだわり農業推進条例第13条に基づく知事の認証を受けた農産物。
栽培計画	栽培する遺伝子組換え作物の種類、場所、期間、目的等。 （計画書の様式例は添付資料3のとおり）
試作（試験栽培）	生産物の販売を目的とせず、生産者等が栽培試験を目的として収穫物を処分する前提で行う栽培。
第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針	農水省所管の独立行政法人が実施する栽培実験を対象として、カルタヘナ法に基づく承認を得た第1種使用規程組換え作物の栽培実験上の留意点および栽培実験に係る情報提供についての指針。周辺作物との交雑防止措置や混入防止措置、栽培実験に係る情報提供等を内容とする（平成16年2月24日策定）
隔離距離	栽培する遺伝子組換え作物と同種栽培作物等（交雑可能な同種ならびに近縁の栽培作物）とを隔離する距離。大豆の場合は10m、イネは20mなど。
栽培状況等の調査	栽培している遺伝子組換え作物の種類、場所、期間、目的等のほか、周辺ほ場の作物の栽培状況や地域住民への情報提供の実態等の調査。
栽培終了後の報告	遺伝子組換え作物の栽培実績（栽培した作物の種類、場所、期間等）、周辺ほ場の作物の栽培状況、隣接するほ場を含むほ場の見取り図、収穫物の処分結果、後作物の作付計画等。 （報告書の様式例は添付資料4のとおり）

添付資料3

(栽培計画の様式例)

遺伝子組換え作物の栽培計画書

(生産者等) 住 所 _____
 氏 名 _____
 連絡先 _____

項 目	栽 培 計 画 の 内 容
1.栽培する遺伝子組換え作物の種類および品種	
2.栽培の目的、生産物の取扱い	
3.栽培の開始予定時期および終了予定時期	
4.栽培するほ場の所在地および栽培面積	※栽培ほ場の位置図を添付する
5.栽培ほ場周辺の作物の栽培状況	(周辺のほ場配置図に作物の栽培状況等を示す)
6.周辺の同種作物との交雑防止措置の内容	
7.栽培に関する情報提供の計画	
8.栽培するほ場の次年度の利用計画	
9.その他特記事項	

添付資料 4

(栽培終了後の報告様式例)

遺伝子組換え作物の栽培結果報告書

(生産者等) 住 所

氏 名

連絡先

項 目	栽 培 計 画 の 内 容
1.栽培した遺伝子組換え作物の種類および品種	
2.栽培開始時期および終了時期	(播種・移植の期日～鋤込みまたは収穫の期日等を示す)
3.栽培ほ場の所在地および栽培面積	
4.周辺ほ場の作物栽培状況	(周辺のほ場配置図に作物の栽培状況等を示す)
5.周辺の同種作物との交雑や収穫物の混入防止措置の内容	
6.収穫した場合、収穫物の処分結果	
7.栽培ほ場の後作物の作付けおよび次年度の利用計画	
8.その他特記事項	